

議事日程第 5 号

平成 29 年 9 月 21 日 (木)

第 1 議案上程 (議案第 85 号から第 89 号まで及び請願第 8 号)

委員長報告 (総務、産業建設、予算特別、決算特別)

質疑、討論、表決

---

本日の会議に付した事件

第 1 は議事日程に同じ

第 2 議案上程 (議案第 90 号及び第 91 号)

提案理由の説明 (市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第 3 議会案上程 (議会案第 53 号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第 4 議員派遣の件

---

出席議員 (19 人)

1 番 佐藤 巳次郎	2 番 三浦 一郎	3 番 米谷 勝
4 番 木元 利明	5 番 伊藤 宗就	6 番 古仲 清尚
7 番 笹川 圭光	8 番 安田 健次郎	9 番 進藤 優子
10 番 吉田 清孝	11 番 船木 金光	12 番 船橋 金弘
13 番 畠山 富勝	14 番 船木 正博	15 番 中田 謙三
16 番 小松 穂積	18 番 三浦 桂寿	19 番 高野 寛志
20 番 三浦 利通		

---

欠席議員 (1 人)

17 番 土井 文彦

---

議会事務局職員出席者

事務局長 加藤 秋男

副事務局長 畠山 隆之

局長補佐 杉本 一也  
主 査 吉田 平

---

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原 広二	副市長	笠井 潤
教育長	鈴木 雅彦	監査委員	鈴木 誠
総務企画部長	船木 道晴	市民福祉部長	柏崎 潤一
産業建設部長	藤原 誠	教育次長	木元 義博
企業局長	佐藤 盛己	企画政策課長	八端 隆公
総務課長	目黒 雪子	財政課長	田村 力
税務課長	田口 好信	生活環境課長	伊藤 文興
健康子育て課長	加藤 義一	介護サービス課長	佐藤 庄二
福祉事務所長	(市民福祉部長兼任)	農林水産課長	武田 誠
観光商工課長	清水 康成	建設課長	佐藤 透
病院事務局長	山田 政信	会計管理者	菅原 信一
学校教育課長	鐙 長光	生涯学習課長	鎌田 栄
企業局管理課長	菅原 長	選管事務局長	(総務課長兼任)
農委事務局長	(農林水産課長兼任)		

午後 2時03分 開 議

○議長（三浦利通君） これより本日の会議を開きます。

---

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

---

日程第1 議案第85号から第89号まで及び請願第8号を一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第85号から第89号まで及び請願第8号を一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に総務委員長の報告を求めます。13番畠山富勝君

【13番 畠山富勝君 登壇】

○13番（畠山富勝君） 総務委員会に付託になりました請願第8号地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本請願は、2018年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、経済再生と財政再建の好循環を実現するために歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとして社会保障予算充実、地方財政の確立を目指すことに関する意見書を政府関係機関に提出していただきたいというものであります。

本請願については、願意妥当と認め、採択するべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。11番船木金光君

【11番 船木金光君 登壇】

○11番（船木金光君） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

はじめに、議案第87号男鹿市複合観光施設条例の制定についてであります。

本議案は、観光客の利便に供し、観光及び地域の情報発信並びに地場製品の加工販売による地域振興に資することを目的に、男鹿市観光施設を設置するため、本条例を制定するものであります。

本案に関連して、当局より、指定管理者となる予定の「株式会社おが」については、7月31日に創立総会を開催し、翌8月1日付で設立登記を行っている。資本金は2千300万円で、団体、個人合わせて15者が出資し、本市の出資は全体の10パーセント、230万円である。現在、運営責任者が中心となって、出品物について、JA秋田みなみや県漁協などと調整を行っており、漁協では、漁業者が出品に際し既存の加工施設を使用できる方向で調整しているとの報告がありました。

本案について、委員より、新会社事務所の所在について質疑があり、当局より、当面は建設業協会2階に事務所を設けることとし、今月19日から業務を開始する。また、職員採用についても手続を進めている状況であるとの答弁がありました。

さらに委員より、条例制定に伴う施行規則の内容について質疑があり、当局より、様式等を含め、事務的な部分を定める内容となる。準備ができ次第、委員会等に示したいと考えているとの答弁がありました。

さらに委員より、近隣の類似施設の利用料金の状況について質疑があり、当局より、100分の30という上限額については、市内の他の観光施設における上限額と同様の形で設定したもので、あくまでも上限であり、個々の内容に応じて金額を設定する考えである。また、類似施設の状況については、聞き取り調査では100分の15から100分の22程度となっているとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第88号男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、工場等を新設または増設する者に対し実施している奨励措置に、新たに施設整備費補助金を加えることにより、本市への工場等の新設及び設備投資を促進し、本市産業経済発展と雇用機会の拡大を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。12番船橋金弘君

【12番 船橋金弘君 登壇】

○12番（船橋金弘君） 予算特別委員会に付託されました議案第89号の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、9月7日に開会し、補正予算（第5号）について補足説明を受けた後、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点について、ご報告申し上げます。

第1点として、農業振興策について。

一つとして、来年度から廃止される米の直接支払交付金の減収に対する市の対応について。

二つとして、市独自の具体的な振興策について。

三つとして、農産物の付加価値を高めるためのブランド化の考え方について。

第2点として、小学校費要保護及び準要保護児童扶養費並びに保育園費、広域保育園業務委託料の内容について。

第3点として、移住セミナー関連予算の内容と今後の進め方について。

第4点として、男鹿版C C R C構想の見通し及び市長が言っているJ R男鹿駅移転を市総合計画に掲載する考え方について。

第5点として、複合観光施設建設に伴う全体予算額と運営会社の設立状況について。

第6点として、教育旅行誘致助成事業の内容と漁業における市独自の振興策並びに船越前野杉山線道路改良事業の進捗状況について。

第7点として、「春日井まつり」へのこれまでの参加状況とこれからの市の対応についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第89号平成29年度男鹿市一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。8番安田健次郎君

【8番 安田健次郎君 登壇】

○8番（安田健次郎君） 決算特別委員会に付託されました議案第85号平成28年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第86号平成28年度男鹿市特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、去る12日開会し、正副委員長互選の後、会計管理者から一般会計及び各特別会計に係る補足説明と、監査委員から決算審査における総括意見を受け、審査を行ったのであります。

この際、その決算の概要については省略させていただき、質疑されました主な点について、ご報告申し上げます。

第1点として、元税務課職員による公金着服事件について。

その一つとして、税務行政のあり方と事件の再発防止策について。

二つとして、特別会計の現金不足分を自己補てんした理由について。

三つとして、決算書における事件関連金額等の内訳と今後の解決に向けた対応について。

四つとして、事件解決のためのこれまでの市の動向及び決着が見られない中での早期解決策の方策について。

五つとして、事件の早期解決に向けた市長のリーダーシップ発揮の考え方についてであります。

第2点として、高齢化、人口減少が進んでいる中での町内会活動や環境整備に対する市のかかわり方について。

第3点目として、これまで土砂災害や浸水被害が発生した箇所(point)の点検及びその後の対応策について。

第4点として、地域おこし協力隊を活用した事業内容と隊員の定住に向けた市の取り組みについて。

第5点として、市税における不納欠損、収入未済の内容と今後の対応及び一般会計における収入未済の内容と今後の具体的な対応について。

第6点として、公益通報制度運用後の状況について。

第7点として、財政指数及び財政調整基金の現在高等と行政改革大綱目標値との違いの改善策、並びに市長の今後の財政運営の考え方について。

第8点として、監査委員の決算審査意見書において、財政調整基金繰入額を加えた年度末現在高の掲載について。

第9点として、地方創生加速化交付金による生涯活躍のまち展開支援事業の今後の進め方について。

第10点として、検診の受診率向上と検診者を利用した健診内容について。

第11点目として、がん検診におけるコール・リコール対象者の受診率及び検診を受けない市民への対応について。

第12点として、国民健康保険税における不納欠損の内容と収入未済となった理由について。

第13点として、秋田地方税滞納整理機構との連携状況と今後の連携のあり方についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第85号平成28年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定については、起立採決の結果、不認定とすべきものと決した次第であります。

次に、議案第86号平成28年度男鹿市特別会計歳入歳出決算の認定については、起立採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦利通君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。1番佐藤巳次郎君

【1番 佐藤巳次郎君 登壇】

○1番（佐藤巳次郎君） 私からは4件について反対討論をさせていただきます。

最初に、議案第85号平成28年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、

議案第 86 号平成 28 年度男鹿市特別会計歳入歳出決算の認定についての反対討論をさせていただきます。

平成 28 年度は、複合観光施設建設にかかわる諸課題、予算等の議会と市当局との議論がなされたものの、かみ合わず、市民の合意形成のない中で、市は強引に強行してきました。私たちは、まずは市民への説明と合意形成に努めるべきとして、一貫して議会で取り上げてきました。一般市民、とりわけ建設予定地である船川地区一般住民への説明は一度もされることなく、あったのは行政機構の中での市政協力員会議や市民憲章推進協議会等への説明でした。

昨年 6 月議会で市は、県から 2 億円の交付金が予算可決されたなどとして、複合観光施設建設の実施設計予算等事業費を提案してきましたが、議会から、市民の合意形成がなされていない、船川地区の市街地活性化計画をつくること、J R 工事負担金の積算根拠が不明確などとしての 6 千 2 4 2 万 8 千円の減額修正案を提出し、15 対 4 の圧倒的多数で修正案が可決されました。しかしながら、その後、実施設計予算もない中で運営会社の設立のための準備会議を立ち上げ、株式会社の資本金や株主への持ち主の割り振りや、社長や運営責任者の内定などを強引に進めてきました。

一方、施設建設に反対の船川地区の議員を中心にして、5 月と 7 月に「どうなる？ どうする？ 複合観光施設と町なかを！」と銘打って、ハートピアで多数参加のなか開催し、市民の声を聞く機会をつくり、市民の方々への施設建設の問題点を広く知らせる機会となり、その後の市民の反対の機運が大きくなりました。また、船川地区への図書館や風呂や運動機能付施設、それと交流施設を、との声が市民から出されるようになってきました。今こそ、市民が望むまちづくり、真に市民が喜ぶまちづくりの必要性が現実の問題であります。

12 月議会に異変が起きました。初日に渡部市長は来春の市長選への出馬表明をしましたが、最終日になって、実施設計予算が設立しないと判断し、市長選出馬を取りやめる発言をし、予算の可決への道筋をつけて午後の本会議で 12 対 7 で逆転可決し、実施設計予算が可決されました。

私は一貫して、複合観光施設が道の駅とするのであれば、船川ではなく船越であり、船川には町なかへの活性化策を提案してまいりました。

平成 28 年度は、複合観光施設の是非、市長退陣による 4 月の市長選挙へと引き継



がれていった経緯であります。菅原市政が誕生し、複合観光施設建設へ突き進んでいますが、私は、これが今後の男鹿市にとって大きくプラスするとしている市政には賛成できません。

また、28年度一般会計歳入歳出決算において、昨年度に続いて公金横領による現金不足額1千89万7千685円が生じており、さらに特別会計でありました2千988万6千838円の一般会計負担分の解決に一層の努力が必要であります、その道筋は見えていません。本年度中の解決策を明示すべきであります。

反対の2点目は、特別会計決算における国民健康保険特別会計についてであります、28年度は3億円の歳入不足が見込まれるとして、大幅引き上げを行いました。引き上げ内容は、所得割で4.2パーセントの引き上げ、1人当たりの均等割で6千500円、世帯割で8千円の大幅引き上げであります。例えば、所得が200万円の2人世帯で、なんと42万8千208円という担税力を超えるものであります。

私は議会で、この5年間で滞納額2億6千万円を不納欠損処理にして、この分を国保加入者に負担させるのではなく、市の責任として市の財源で対応すべきとただし、さらに、国に対して国庫支出金の増額を働きかけるべきとして、大幅に引き上げに反対しました。今回の28年度決算によれば、実質収支で2億4千156万638円の黒字で、そのうち財政調整基金に1億2千100万円を積み立てし、残る1億2千56万638円は、29年度へ収入として編入しております。このままでいくなら、29年度の国保会計も大幅黒字が見込まれるのではないかと考えております。

平成28年度は一般会計から繰り入れがあったとはいえ、国保加入者の担税力を大幅に超える県内で一番高い自治体となりました。不納欠損処理のあり方を含め、市民の暮らしを守っていく対応をとり、来年度は財政調整基金とせず、加入者の負担軽減に対応するよう強く要望するものであります。また、来年度は、今後3年間の介護保険事業計画をつくることになっており、介護保険会計も1億円を超える財政調整基金があります。高い介護保険料の引き下げのため力を尽くしてほしいと強く要望するものであり、決算認定には反対するものであります。

次に、議案第87号男鹿市複合観光施設条例制定について、議案第89号平成29年度男鹿市一般会計補正予算の7款商工費の複合観光施設整備費における外構工事費等1億6千669万円については、昨年毎議会、反対討論で述べているように、

市民合意がなされていない等々による理由により反対してきており、今回の決算でも反対理由を述べておりますので、この2件についても反対するものであります。

以上であります。よろしくご賛同のほど、お願いいたします。

○議長（三浦利通君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、ただいま討論がございました議案第85号平成28年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は不認定でありますので、原案について採決いたします。本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立少数であります。よって、議案第85号は、不認定と決しました。

次に、先ほど討論がございました議案第86号平成28年度男鹿市特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立少数であります。よって、議案第86号は、不認定と決しました。

次に、先ほど討論がございました議案第87号男鹿市複合観光施設条例の制定についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

次に、先ほど討論がございました議案第89号平成29年度男鹿市一般会計補正予

算（第5号）についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立少数であります。よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号及び請願第8号を採決いたします。本2件に対する委員長の報告は可決及び採択であります。本2件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第88号及び請願第8号は、原案のとおり可決及び採択することに決しました。

---

#### 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第90号及び第91号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

---

#### 日程第2 議案第90号及び第91号を一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第2、議案第90号及び第91号の人権擁護委員の推薦についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） ただいま議題となりました議案第90号及び議案第91号人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

本2件は、人権擁護委員の三浦光博氏及び吉田諭氏が本年12月31日をもって任

期満了となることから、引き続き両氏を推薦いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本2件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。三浦光博氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議案第90号は、異議なしとすることに決しました。

次に、議案第91号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。吉田諭氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議案第91号は、異議なしとすることに決しました。

---

#### 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第53号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議

ございませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

### 日程第3 議会案第53号の上程

○議長(三浦利通君) 日程第3、議会案第53号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第53号を採決いたします。本件については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議会案第53号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ご配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第4 議員派遣の件

○議長（三浦利通君） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により、ご配付いたしておりますとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、ご配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに決しました。

---

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて9月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

---

午後 2時37分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 三 浦 利 通

議 員 船 橋 金 弘

議 員 畠 山 富 勝